

# 会 議 結 果 報 告 書

令和3年8月3日

会議の名称	第34回志木市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
開催日時	令和3年8月2日（月）11時30分～12時10分
開催場所	庁議室
出席者	市長 香川 武文 副市長 櫻井 正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎 誠一 総務部長 川幡 浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上 孝浩 子ども・健康部長 大熊 克之 都市整備部長 中森 福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道総務部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島 俊二 議会事務局長 大河内 充 教育政策部長 北村 竜一 防災危機管理課長 篠崎 勉 健康増進センター所長 大野 広幸 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室長 杉田 明子 秘書政策課長 外立 健一 <p style="text-align: right;">（計18人）</p>
欠席者	
説明員職氏名	秘書政策課長 外立 健一 <p style="text-align: right;">（計1人）</p>
議 題	（1）埼玉県における緊急事態措置に対する本市の対応について
結 果	埼玉県の緊急事態措置に基づき、市内公共施設等については、これまでの対応を令和3年8月31日まで延長することとした。また、緊急事態措置期間中における不要不急の外出の自粛について呼びかけ等を適宜行っていくこととした。
事務局職員	秘書政策課長 外立 健一 秘書政策課主任 小高 拓実

## 審議内容の記録（審議経過、結論等）

### 1 開会

### 2 議事（志木市新型コロナウイルス感染症対策本部員は、本部員と表記する。）

（1）緊急事態措置の発令に伴う本市の対応について外立秘書政策課長より説明後、意見交換を行った。

政府対策本部は、令和3年7月30日に、埼玉県全域を対象に令和3年8月2日から令和3年8月31日までの期間において、緊急事態措置を実施すべき区域として追加する変更を決定した。

緊急事態措置期間において、飲食店等の酒類等の提供条件が変更され、酒類提供又はカラオケ設備の使用がある場合は休業要請、ない場合は飲酒の機会を提供しないこととした上で、営業時間を午前5時から午後8時までの営業時間短縮を要請することとなった。

また、人数上限については、結婚式場に対しては50人、又は収容定員の50%のいずれか小さい方とし、劇場等に対してはイベント等の開催制限としている5,000人かつ収容率50%以内が条件となった。

その他、教育関係の対応として、部活動の活動日数は週4日以内とし、全国大会やコンクール等に出場する場合を除き、県外での活動や泊を伴う活動を禁止する等、感染防止対策を徹底した上での部活動の実施など、夏休み中の教育活動の実施について要請があった。

なお、本市においては、市内公共施設の開館とイベントの実施については、これまでの対応を令和3年8月31日まで継続することとし、職員に対しては、以下の点を周知事項として変更・追加した。

- ・不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動は、極力控えること。
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、午後8時以降の外出を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・残業は、午後8時までとすること。
- ・夏期休暇、リフレッシュ休暇を有効に活用すること。

（本部員）

公共施設について、現在、午後 8 時以降に利用を予約している方や団体へは利用について確認連絡をするのか。

(説明員)

午後 8 時以降の利用を予約している場合は、連絡をする。

(本部員)

公園の利用についてはどうするのか。

(説明員)

これまでどおり開放するが、飲酒の自粛などの掲示は必要と考える。

(本部員)

防災無線の放送はするのか。また、放送の頻度はどれくらいか。

(説明員)

平日 3 日程度とし、月曜日・水曜日・金曜日を予定している。

(本部員)

土日は、職員により防犯パトロールでの啓発が必要ではないか。

(説明員)

土日については、職員によりに公用車で市内を巡回し、啓発を行う。

なお、全庁的に実施する必要があることから、市民生活部において全庁取りまとめすることとする。

(本部員)

学童や保育園、コミュニティサロンについてはどうか。

(説明員)

通常どおり開所する予定である。

(本部員)

感染防止対策をしっかりと講じた上で開所すること。

(説明員)

イベントや会議についても、これまでどおり感染防止対策を講じながら実施することとし、感染状況を注視しながら、開催の可否を判断するものとする。

### 3 閉会